

職業紹介手数料 返金規定について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後に本人の都合または就業規則違反等の事由により短期間で退職した場合、当社は受領済みの紹介手数料の一部を、下記のとおり求人者に返還いたします。

ただし、専ら求人者の都合により短期間で退職することとなった場合は、紹介手数料の返還は行わないものとします。

入社後 3 か月未満で退職した場合：紹介手数料の 50%相当額